

学校いじめ防止基本方針

(2024年4月改定)



いじめを しない
させない 許さない！

2024年4月
茅ヶ崎市立小出小学校

目次

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 いじめの防止に関する基本理念・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 いじめの防止等に関する内容・・・・・・・・・・ P. 2～
 - (1) いじめの未然防止のための取り組み
 - (2) いじめの早期発見のための取り組み
 - (3) いじめの早期対応・早期解決のための取り組み
 - (4) インターネット上のいじめへの対応
 - (5) 家庭との連携
 - (6) 地域との連携
 - (7) 関係諸機関との連携
- 4 組織での対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
 - (1) 組織的対応
 - (2) 活動内容
- 5 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 「対策委員会」の構成
 - (3) 活動内容
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6

茅ヶ崎市立小出小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめの定義」とは、次のような内容です。

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、同じ学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団やグループなどで、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。
- ② 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にはないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたりすることを指す。
- ④ けんか等は除く。（双方向性）
- ⑤ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

2 いじめの防止に関する基本理念

- ① いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん、他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組む。
- ② いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害行為であり、すべての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他、児童に関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組む。
- ③ いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るものであり、安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じていじめの防止等に取り組む。
- ④ いじめは、児童が所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていく。
- ⑤ いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るものであり、児童の周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより家庭や地域住民、関係機関・団体、市町村、県及び国が連携して取り組む。
- ⑥ 本校の児童は、いじめを行ってはいけない。いじめを放置しない。
- ⑦ 教職員は、いじめに対する認識をしっかりと持ち、児童に指導する。すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにする。また、いじめを許さない学校の風土をつくることに努める。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ① 全ての教育活動を通じて、道徳心や規範意識を養う。特に、児童の発達段階に応じて「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育むとともに、善悪の判断力や互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 普段の授業や学校行事などの活動を通して、好ましい人間関係が築けるように、コミュニケーション

能力の素地を養うことに努める。

- ③ 自分自身が認められ必要とされている存在であると自覚できるように、認められる機会を多く作り、自己有用感を持てるように努める。
- ④ 集会や学級等で日常的にいじめについて触れ、「いじめは絶対してはならない」という雰囲気为学校全体につくる。
- ⑥ 授業についていけないことから起こる焦りや劣等感などがストレスになりいじめにつながらないように、わかりやすい授業づくりに努める。
- ⑦ 教職員は児童に寄り添った教育相談の考え方や態度が取れるようにするとともに、児童との信頼関係をつくるように努める。
- ⑧ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議等を活用して共通理解を図って、組織的に対応できるようにする。
- ⑨ 児童の少しの変化も見逃さず見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努める。
- ⑩ 地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者や地域住民との連携を深め、協力して地域で児童を見守る体制づくりを推進する。
- ⑪ 急激に変化する情報環境の中で、情報社会の一員としての自覚を持たせ、適切な態度と行動が取れるように、情報モラル教育の充実に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ① いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・児童対象アンケート調査（年2回：6月、11月）
 - ・個人面談や教育相談からの聴き取り調査（個人面談：年2回、教育相談：随時）
- ② 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ・スクールカウンセラーの活用（月1回）
 - ・心の教育相談員による相談窓口の設置（週4回程度）
 - ・心の教育相談員やスクールカウンセラーが不在の時は、他の教職員でも相談にのることができる力と信頼を普段から養うように努める。
- ③ 教員が日頃から児童の表情や態度の変化を見逃さず、その時々には適切な対応が取れるように、研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
＜巻末 参考資料 いじめ発見のためのチェックリスト＞
- ④ 校外でもいじめが起こることを踏まえ、地域や家庭にいじめについての啓発を行い、大人全員で児童を見守り育てる意識を持つように、会議や集会に出席した折に働きかけていく。

(3) いじめの早期対応・早期解決のための取組み

- ・特に配慮が必要な児童については、該当児童への適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童への指導の必要がある。
 - ・発達の段階や事案によって「いじめ」という言葉を使わない柔軟な指導・対応もある。
- ① 教職員は、普段からいじめを把握した時の対応について理解を深めるとともに、個人で抱え込むのではなく、管理職やクラス担任や担当の関係教職員が連携して、チームで組織的にきめ細かく対応していくことを基本とする。
 - ② 教師がいじめを見た、或いはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、該当児童に事実関係の聞き取りを行う。
 - ③ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をするとともに、いじめられた児童やいじめ

を知らせてきた児童の安全を確保する。特に、暴力を伴ういじめについては、迅速に対応をする。

- ④ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、いじめに至った背景を探り、今後の指導や助言に役立てていく。
- ⑤ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることの指導をする。また、その児童や保護者へは、正常な学校生活を営ませるための助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめを受けた児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、一定の期間、安心して学習できる部屋を確保したり授業計画を立てたりするとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、関係諸機関と連携を取って心のケアに努める。
- ⑦ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりできる勇気を持つよう指導する。
- ⑧ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ⑨ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者に速やかに伝え、適切な対応が取れるように保護者の協力を求める。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会、警察等と連携して対応する。
- ⑪ 解消後も継続的な見守りを行う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる情報提供や研修会開催等の啓発活動を行う。

(5) 家庭との連携

- ① 「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」の気持ちを育むためには、学校の教育活動だけではなく、家庭での取り組みも必要なので協力を求めていく。
- ② いじめの事案が発生した時には、いじめられた児童といじめた児童の双方の保護者を支援し、両方の家庭と連携を図りながら、よりよい解決に努める。
- ③ いじめた児童に対しては、いじめをしてはならないということを毅然と指導するとともに、家庭と連携しながら当該児童が抱える悩みや葛藤などの背景を把握して、適切な助言や支援をしていく。

(6) 地域との連携

- ① いじめは学校内だけでなく、児童が通う塾やスポーツクラブ、インターネット等で起こることもあり、学校だけの対応には限度がある。地域で活動されている指導者や民生児童委員等、住民の方々と情報交換をするなど連携する場合もある。
- ② P T Aや推進協等の地域関係団体と協力して、地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すよう連携していく。

(7) 関係諸機関との連携

- ① いじめた側もいじめられた側も、立ち直っていくためには医療や福祉の専門機関等や地域の青少年育成団体等の協力が必要な場合は、協力を求めていく。
- ② 教育相談にあたっては、校内の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室、青少年相談室等との連携も図っていく。また、相談窓口等の詳細については児童や保護者に周知していく。

- ③ 必要な教育的指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を取っていく。特に、犯罪につながる場合は、市教育委員会と相談しながら警察等と連携対応していく。
- ④ 普段から関係諸機関等の担当者と情報交換の機会をもつ。

4 組織での対応

(1) 組織的な対応

- ・教職員がいじめを抱え込まずに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等が、措置を組織として一貫したものとなるよう、担任・学年職員、児童指導担当、教育支援コーディネーター、養護教諭等と連携して対応する。
- ・いじめ防止の取り組みを学校評価に位置付け目標の達成状況を評価する。
- ・いじめ防止に関する教職員研修を実践する。



(2) 活動内容

- ① いじめ防止等の取組内容の検討（基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正）（全職員）
- ② いじめに関する相談・通報への対応
- ③ いじめの判断と情報収集
- ④ いじめ事案への対応検討・決定
- ⑤ いじめ事案の報告

5 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、茅ヶ崎市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、「対策委員会」を組織し、迅速に調査に着手する。
- ・重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

(1) 重大事態の意味

- ① 自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑥ 年間30日を目安として、欠席を余儀なくされている場合
(目安に関わらず、学校または茅ヶ崎市教育委員会の判断による。)
- ⑦ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 「対策委員会」の構成

管理職、総括教諭・児童指導担当者、教育支援コーディネーター、当該学年職員

*事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

*構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 活動内容

- ① 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供および説明
- ③ 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ④ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

6 その他

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、小出小学校いじめ防止基本方針を年度ご